

# 令和2年度「中小企業経営革新強化支援事業費補助金」募集要項

沖縄県商工労働部 中小企業支援課

## 1. 趣旨

中小企業等経営強化法（平成11年法律18号）の規定に基づく経営革新計画について、沖縄県知事から承認を受けた小規模事業者（\*）が行う経営革新のための事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

（\*）小規模事業者：常時使用する従業員数が以下のもの

（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条（平成5年法律第51号）に規定する小規模事業者）

①製造業、建設業、運輸業、サービス業（宿泊・娯楽業）、その他の業種（②を除く）：20人以下

②卸売業、サービス業（宿泊・娯楽業を除く）、小売業：5人以下

## 2. 応募資格及び条件

応募できる事業者は、以下の2つの要件を満たす小規模事業者とする。

(1) 平成28年度以降に経営革新計画の承認を受けた小規模事業者であり、かつ令和3年3月末時点において、同経営革新計画の計画期間中にある事業者。

(2) 当補助金の交付を受ける事業者は、当補助金の効果、施策評価のために実施するフォローアップ調査(当該補助事業実施後の売上や利益等に関する調査)に協力できる事業者であること。

## 3. 補助対象事業

沖縄県知事から承認を受けた経営革新計画に基づき実施する下記の事業

### (1) 販路開拓事業

ア 展示会や見本市への出展、参加

イ 専門コンサルタントによる販路開拓に関する調査及び指導

ウ 新商品等の販路開拓等のための広報

エ 新商品の販売先や事業の展開先を選定するためのマーケティングや市場調査

### (2) 新商品等開発事業

ア 専門コンサルタントによる新商品・新技術・新サービスの開発研究

イ 新商品・新技術の商品化のための試作、改良

ウ 商品化された新商品・新技術・デザイン等の改善

(3) その他経営革新計画の実施に必要な事業として知事が適当と認めた事業

## 4. 補助対象経費

（消費税及び地方消費税にかかる仕入控除税額を除く）

経費区分	内容	補助率	補助金の上限額
謝金	専門家謝金	10分の10 以内	30万円以内
旅費	専門家旅費		
庁費	消耗品費、印刷製本費、広告宣伝費、通信運搬費、アルバイト代、会場借料、借料又は損料、調査研究費、原材料費		
委託費	事業の一部を委託する経費		

## 補助金活用例（対象経費の例）

- 例 1. 中小企業総合展等、県内外の展示会や見本市等への出展、参加  
出展料（広告宣伝費）、印刷製本費（パンフレット等）、通信運搬費、消耗品費等
- 例 2. 販促用チラシの作成、配布  
印刷製本費、通信運搬費、謝金、費用弁償等
- 例 3. マーケティング調査と販促PR（マスコミ媒体での広告等）  
調査研究費、広告宣伝費、委託費（ビジュアル広告等）、謝金、費用弁償等
- 例 4. 専門家の指導を受け、商品パッケージやパンフレットのデザインを刷新  
謝金
- 例 5. 新製品開発、改良のための試作と分析外注  
専門家謝金、専門家旅費、原材料費、消耗品費、委託費等

（※）直接、売上になる仕入に係る経費などは補助対象外です。

## 5. 補助金額

補助金の額は、補助対象経費の10分の10以内とする。  
補助金の額は、300,000円を上限とする。  
補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てるものとする。

## 6. 補助事業期間

交付決定の日～令和3年2月28日

## 7. 応募スケジュール

募集期間 令和2年7月13日から8月14日まで

交付決定 随時

## 8. 応募方法

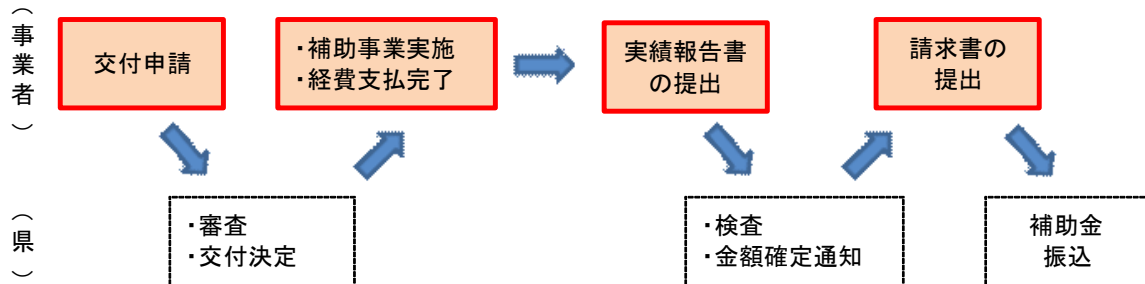
- (1) 提出書類
  - ① 補助金交付申請書(様式1)
  - ② 事業計画書(別紙1)
  - ③ 収支予算書(別紙2)
  - ④ 支出予算積算内訳書(別紙3)
  - ⑤ 経営革新計画承認書の写し
- (2) 提出先  
沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班  
〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 8階(北側)
- (3) 提出方法 : 郵送または持参 ※郵送の場合は、期限必着。

## 9. 対象者数

(1) 25者程度

提出できる補助金交付申請書は1者につき1件までとし、提出された書類を審査の上、予算の範囲内で決定する。

## 10. 補助金交付までの流れ



## 11. その他

- (1) 交付申請の書類作成に要する経費等については申請者の負担とする。
- (2) 提出された交付申請書等については返却しない。
- (3) 補助事業者選定に関する審査内容及び経過等については公表しない。
- (4) 採否に関する異議申立等は受け付けない。
- (5) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
  - ① 提出期限を過ぎて、提出書類が提出された場合
  - ② 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合
  - ③ 「沖縄県中小企業等経営革新強化支援事業費補助金交付要綱」、本要項に違反すると認められる場合
  - ④ その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

本件問い合わせ先

沖縄県商工労働部中小企業支援課金融班 098-866-2343